

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点
＜金融庁＞

- ① 銀行法や保険業法、金融商品取引法等に関する手続に関し、「電子化対応手続きや様式等の電子提供の拡充、添付書類の提出環境改善等を行い、これらを実現次第、原則として届出等を電子で受ける」とされているが、金融庁として共通申請システムを構築するのか。具体的に「電子申請原則化」はいつごろ実現するのか。工程を明示していただきたい。また、具体的にはどのように「原則化」を図るのか。法令で義務付けるのか。
- ② 電子申請原則化の時期にかかわらず、2020年3月には行政手続コストの20%削減を実現するべく、行政手続の簡素化に取り組むと理解してよいか。
- ③ それぞれの行政手続に関し、添付書類の提出環境改善に取り組むとの記載はある一方で、添付書類の見直しや撤廃に関しては具体的な取組・進捗は基本計画からは特段見られない。デジタル化の前提として添付書類の撤廃に取り組む考えはないのか。
- ④ 昨年（平成30年2月1日行政手続部会第1検討チーム）では「有価証券報告書等に記載されている事項について、業務報告書等の記載の簡略化を行うことを現在検討中」との御説明があったが、具体的に措置された事項はあるのか。
- ⑤ 昨年（平成30年）の審議では、貸金業法における「事業報告書」と「業務報告書」の重複感につき審議され、業務報告書に関し、「登録行政庁や事業者にはヒアリング等を行い、重複感の実態を十分に把握したうえで、監督事務上、真に必要なものに限定するよう、様式の削減を検討してまいります」とのことだったが、ヒアリング等の実施状況や様式削減の検討結果につき教示ください。
- ⑥ 貸金業法に基づく登録事項の変更の届出などについて、内閣総理大臣（財務事務所）と日本貸金業協会（の支部）（注）が二重で確認しており、手続が煩瑣であるとの声がある（平成30年12月14日行政手続部会参照）。
 - （1）日本貸金業協会は、どのような趣旨で確認しているのか。また、現状では実務上、日本貸金業協会経由で内閣総理大臣へ提出されることとなるのか。或いは、事業者は、協会と財務事務所の両方へ提出する必要があるのか。
 - （2）日本貸金業協会の確認が必要であるとすれば、「ワンスオンリー」「デジタルファースト」原則の考えのもと、事業者が、届出をオンラインで一度行えば済むような業務プロセスを検討すべきではないか。「平成31年度中にオンライン上での届出が可能となるよう、所要の体制整備に着手する」とあるが、オンライン提出自体も

31 年度中に可能となるのか。

(注) 貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とし、内閣総理大臣認可により設立。

- ⑦ コスト計測について、「簡易的に試算」とあるが、具体的に、どのような方法で試算したのか。来年度は簡易的でない方法でコスト計測するのか。